

日薬情発第 220 号
令和 5 年 3 月 15 日

都道府県薬剤師会 担当役員殿

公益社団法人日本薬剤師会
副 会 長 渡 邊 大 記

【重要】HPKI セカンド電子証明書の先行発行について

平素より本会会務にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、本会では、薬剤師の HPKI 電子署名に用いる物として、薬剤師資格証たる IC カードとセカンド電子証明書の同時発行を進めております。

本発行体制を維持するという状況に変化はありませんが、コロナ禍並びにウクライナ危機を原因とする資材調達、中でも IC カードの調達が困難な状況が続いております。

HPKI 電子認証局を運営中の日本医師会・医療情報システム開発センター・本会の認証局 3 局では、本状況に鑑み、2 年以上前から状況の改善を図るべく、種々の働きかけ等を行なっておりましたが、現時点においても直ちに解決することは難しく、薬剤師資格証たる IC カードとセカンド電子証明書の同時発行の継続が困難となる状況が予想されております。

薬剤師の HPKI 電子証明書による電子署名は、薬局で電子処方箋を調剤済とする際に必要となるものですが、この機能は、薬剤師資格証たる IC カードとセカンド電子証明書のいずれを用いても、実現することが可能です。

このため、認証局 3 局で協議の上、薬剤師資格証たる IC カードとセカンド電子証明書の同時発行ができない場合は、電子処方箋の普及・運用に支障がない様に「HPKI セカンド電子証明書」のみを先行し発行することといたしました。

すでに、本認証局では、HPKI セカンド電子証明書の先行発行の準備を終え、早ければ 3 月中旬に貴会等に送付する分から、その対象とさせていただきます。

なお、事後にはなりますが、IC カードは調達でき次第、セカンド電子証明書のみを先行発行とした方に、速やかに発行し、申請者本人宛に郵送いたします。

上記の対応に伴い、発行にご協力いただいております貴会等におかれましては、資料 1 に

示す通り、申請者にお渡しする際、「セカンド電子証明書初期登録用 QR のみ先行したお渡しとなり、IC カードは後日発行したのちに郵送される」点についてのご説明をお願いいたします。

みなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、今般の状況についてご理解いただき、引き続きのご協力をお願いいたします。